

新宿の魅力を発信するショート動画制作業務委託 仕様書

1 件名 新宿の魅力を発信するショート動画制作業務委託

2 目的

新宿区が持つ多様な魅力を PR する内容の映像を縦型ショート動画形式で制作し、一般社団法人新宿観光振興協会（以下「協会」という。）の YouTube や SNS で発信することで、新宿を知らない、興味を持っていない方々にアプローチを図る。このことにより、新宿の更なる認知度向上、ブランド力の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4 納品場所

一般社団法人新宿観光振興協会（新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 3 階）

5 委託内容

（1）動画制作

下記の内容を踏まえて縦型ショート動画 6 本以上を制作すること。

なお、全体のテーマを決めて、1 つのテーマに沿ってそれぞれ独立した動画を制作すること。

① ターゲット

YouTube、SNS（スマートフォン）から観光情報を収集して新宿を訪れる人。

② 動画の内容

ア 新宿の多様な魅力を発信するものであること。

イ 協会が制作した観光プロモーション動画「Experience It All in Shinjuku!」とは別の視点で制作し、独自のアイデアや視点を取り入れ、オリジナル性を持たせること。また動画は、視聴者の関心を引き付ける魅力ある内容にすること。

ウ 縦型ショート動画での発信に適した視聴者視点に沿うものし、短い時間で視聴者に強いインパクトを与える動画とする。

エ 多くの拡散を得られるような動画とすること。

③ 動画の要件・規格等

ア 動画の長さは各動画 60 秒前後を原則とするが、詳細は協議の上決定する。

イ 動画形式は MP4 形式（拡張子は『.mp4』）、画面アスペクト比は 9：16、フル HD 動画（解像度 1080×1920 ピクセル）とする。

④ 動画撮影

①②に基づき、動画撮影を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

ア 必要に応じた絵コンテの作成、および資料・素材の収集

イ 肖像権や著作権について必要な調整

- ウ 撮影箇所等、関係各所への調整（撮影許可申請、撮影制作後の報告、動画投稿前の確認）
- エ 撮影に関わる交通費、宿泊費等
- ⑤ 動画編集
 - ア 撮影した映像の加工・編集、音楽・音声・テロップの挿入などの編集作業を行う。
 - イ テロップを入れる場合は英語で作成し、視聴者がオン・オフを切り替えられるよう設定すること。
 - ウ 音楽・音声を使用する場合は、音を出さない環境での視聴が行われることも考慮し、音声なしでも動画内容の意図が伝わるような動画構成にすること。
 - エ 動画を投稿する際のキャプション（ハッシュタグを含む）も合わせて作成すること。
 - オ 仮編集の段階で発注者にプレビュー（映像、キャプションのチェック）を行う。
- ⑥ その他
 - ア 本プロポーザルでの企画提案内容を基に協会と協議を行い、最終的な内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成する。
 - イ 本事業全般にかかる進捗確認を目的に、協会と受託事業者の担当者ミーティングを開催すること。
 - ウ 「5 委託内容」（１）（２）に記載の内容の内容について、実施に関するスケジュール案を作成すること。
 - エ 協会 YouTube 公式チャンネル、SNS アカウントでの投稿は協会で行う。投稿時期は、令和 7 年 12 月から令和 8 年 2 月末までとする。

（２）広告の実施と報告書作成

より多くのターゲットにリーチするよう、制作した動画を効果的に広告すること。

- ① 広告の実施方法、内容、時期について提案すること。
- ② 広告は予算内で実施する。
- ③ 報告書の作成

動画の投稿結果について検証が行えるよう、報告書を作成すること。報告書の項目には次の内容を含むこと。

 - ア 投稿についての基本的な数値

（リーチ数、エンゲージメント数、インプレッション数、保存数、ウェブサイトクリック数、コメント数、シェア数、新規フォロワー数 等）
 - イ 広告を実施した場合のターゲットと反応
 - ウ 広告を実施した場合の費用対効果
 - エ 次年度以降に向けての課題、改善策

6 納品・成果物

- ・データ一式（「5 委託内容（1）」で作成されたもの）
- ・報告書（「5 委託内容」（2））で作成されたもの）

7 成果品の帰属等

本業務における映像等のコンテンツについては、全て協会に帰属するものであり、協会の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、委託事業者の責任において処理するものとする。

8 契約解除等

（1）受託事業者が次の事項に該当した場合、契約を解除または期間を定めて業務の全部もしくは一部停止を命ずることがある。

- ア 受託事業者の財務状況が悪化し、業務の履行ができないとき。
- イ 社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ウ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。
- オ 協会が行う必要な指示に従わないとき又は改善が見られないとき。
- カ その他著しく不相当と認められる事項が生じたとき。

（2）協会の責によらず契約内容の変更や契約解除等があった場合、協会は一切の損害賠償の責を負わない。受託事業者の責により協会に損害が発生したときは、受託事業者に対して損害賠償請求をする。

9 再委託

本業務の主たる業務を第三者に委託、または請負わせることはできない。

10 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、破損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11 契約更改について

本委託業務にかかる契約は、受託者が良好な履行を行ったと協会が判断する場合、双方の合意に基づき、令和8年度について本契約を更新する場合がある。

12 その他

仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定する。